

(別添資料1)

飛行経路図

※ドローン情報基盤システム<通称：DIPS2.0>により飛行計画の通報を行っている場合は、当該システムに登録した地図の写しに代えることも可能。

施設名	
飛行予定日時	令和 年 月 日 時 分～ 時 分
想定飛行時間	分間

※飛行範囲、飛行経路（順路）及び離着陸地点並びに現場責任者、操縦者、補助者等の配置場所を表示すること。

※催し物上空で飛行させる場合は、立入禁止区画、設定した立入禁止区画について、飛行範囲の外周からの水平距離、観客の位置、飛行高度を併せて記載すること。

※原則として、樹木や建物の上空等、第三者の上空を飛行しない経路とすること。

※ドローン等の飛行区域、離発着場の設置箇所及びドローン等の飛行時間については、通常の施設利用に大きな支障が生じないことを前提に、ドローン等の飛行の目的に必要な最小限の範囲とし、市又は指定管理者との協議により決定すること。

【参考】立入禁止区画の設定基準

飛行の高度	立入禁止区画
20m未満	飛行範囲の外周から 30m 以内の範囲
20m以上 50m未満	飛行範囲の外周から 40m 以内の範囲
50m以上 100m未満	飛行範囲の外周から 60m 以内の範囲
100m以上 150m未満	飛行範囲の外周から 70m 以内の範囲